

# けい かん

れい わ ねん ど  
令和6年度テーマ

どう わ もん だい かんが  
「同和問題」について考えよう



ぜん こく すい へい しゃ たい しょう ねん がつ みっか  
全国水平社(大正11年3月3日)

そう りつ ねん  
創立102年

そう りつ たい かい かい じょう きょう と おか ぎき こう かい どう  
←創立大会会場(京都岡崎公会堂)

けい せん むら すい へい しゃ たい しょう ねん がつ ついたち  
桂川村水平社(大正13年6月1日)

そう りつ ねん  
創立100年

そう りつ たい かい かい じょう けい せん しょう がつ こう  
創立大会会場(桂川小学校)

ねん まえ しゃ しん  
※57年前の写真です



# はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる「人権」という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、私たち一人ひとりが人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」は、7月の福岡県同和問題啓発強調月間にあわせて本町で開催した「街頭啓発」や「人権講演会」及び「人権啓発パネル展」、12月の人権週間で開催した「人権啓発パネル展」、第51回を迎えた人権・同和問題地域懇談会（以下、地域懇談会）の結果報告や人権出前講座の様子を掲載しています。

## 令和6年度の桂川町人権問題のテーマは「同和問題」でした。

地域懇談会のDVDにもありましたが、歴史的に人間の手で作られた部落差別、明治4年に解放令が発令されましたが…差別はなくなりませんでした。50年後、水平社が自分たちの手で差別をなくそうと立ち上がり102年が経ちました。差別はなくなったのでしょうか？

昭和40年「同和对策審議会答申」が出され、昭和44年「同和对策特別措置法」が施行され、環境改善が行われてきました。平成14年に一定の成果が見られ、環境改善は終了しましたが、新たに一般対策として「人権教育・啓発に関する法律」が制定され、部落差別をはじめ、様々な人権問題を解決するための法律ができました。「基本的人権の尊重」という目標をしっかりと見据え、地域の実情にあわせて施策を実施しています。

桂川町も「人権教育・啓発基本指針」により部落差別をはじめ、様々な人権問題を解決するために教育・啓発を行っています。

## もくじ

●はじめに	1
●福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み	2～5
●人権週間の取り組み（人権啓発パネル展）	6
●令和6年度第51回人権・同和問題地域懇談会	6～9
●水平社創立102年の歴史	9～10
●人権出前講座	11
●人権に関する三法	12～13
●桂川町部落差別の解消の推進に関する条例	14
●相談事業・編集後記	15



人権教育・啓発基本指針

# 福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み

## (1) 啓発動画

平成30年からの取り組みとして、7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」に合わせて啓発動画を作成し、桂川町のホームページやケーブルテレビにて掲載しました。

※以下の写真や文章は、啓発動画の一部を抜粋したものです。

7月は、福岡県同和問題啓発強調月間です。7月7日、住民センターで人権講演会を開催します。講師は、西日本新聞社論説委員の前田隆夫さんです。テーマは「同和問題」です。演題は「差別」の現実深く学ぶ～耳を澄まそう目を凝らそう～です。

みなさん、ご存知ですか？平成28年に人権に関する3つの法律ができたことを！

1 障害者差別解消法

2 ヘイトスピーチ解消法

3 部落差別解消推進法

現在、インターネット上での誹謗・中傷や部落差別に関して差別を助長するような投稿など人権にかかわる様々な問題が発生しています。インターネットを悪用することなく、お互いに人権を尊重した行動をとるようにしましょう！

人権・同和問題は一人ひとりの問題です。  
差別のない桂川町を実現しましょう！



## (2) 街頭啓発・登り旗・看板の設置

桂川町役場をはじめ、公共施設に来庁・来館された方に声をかけ、市民講座「人権講演会」の案内チラシやリーフレット、うちわ等を配布しました。また、図書館前には登り旗、その他町内5か所には案内看板やチラシ等を設置しました。



配布物



図書館前



マイクロバス

**(3) 人権啓発パネル展** テーマは「SDGs 持続可能な開発目標と人権」

※以下はパネル展の一部タイトルの紹介です。

- キーワード  
「SDGs が生まれた背景や理念など、SDGs を理解するためのキーワードを解説」
- そもそも人権ってなに？「テーマの前提として、人権について改めて考えます」
- SDGs 「SDGs の基本的な事柄と人権との関わりを理解します」
- 私たちの生活と SDGs  
「17 目標の 4 つの課題について人権の視点で捉え直します」
- 私が考え SDGs アジェンダ「4 つの課題について、識者の論考から考えます」



役場ロビー：7月1日～5日  
7月17日～22日



住民センター：7月7日  
町立図書館：7月9日～16日

**SDGs の 17 の目標とは？**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



① 貧困をなくそう ② 飢餓をゼロに ③ すべての人に健康と福祉を ④ 質の高い教育をみんなに ⑤ ジェンダー平等を実現しよう ⑥ 安全なトイレを世界中に ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧ 働きがいも経済成長 ⑨ 産業と技術革新の基盤を作ろう ⑩ 人や国の不平等をなくそう ⑪ 住み続けられるまちづくりを ⑫ つくる責任つかう責任 ⑬ 気候変動に具体的な対策を ⑭ 海の豊かさを守ろう ⑮ 陸の豊かさも守ろう ⑯ 平和と公平をすべての人に ⑰ パートナリーシップで目標を達成しよう

(出典：外務省)

けいせんまちし じんけんこうえんかい  
(4) 桂川町市民講座「人権講演会」



どうわ もんだい  
テーマ：同和問題

えんだい さべつ げんじつ ふか まな  
◆演題：「差別」の現実に深く学ぶ

みみ す め こ  
～耳を澄まそう目を凝らそう～

こうし にしにっぽんしんぶんろんせつ いん まえ だたか お がつなのか にちようび  
◆講師：西日本新聞論説委員 前田隆夫さん 7月7日（日曜日）

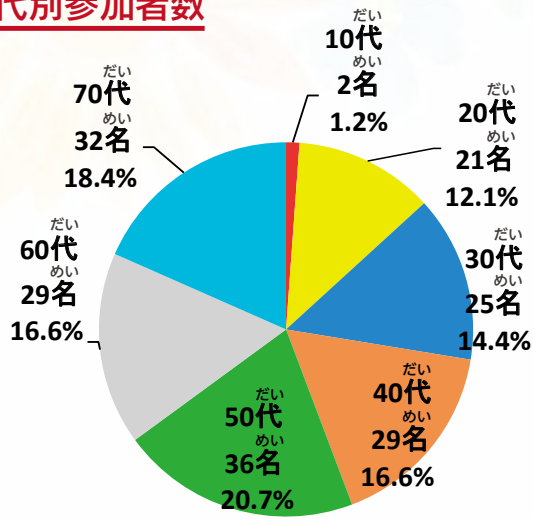
ほんねん ど し じんけんこうえんかい がつ なのか じゅうみん にしにっぽんしん  
本年度の市民講座は、7月7日住民センターにおいて西日本新聞  
ぶんろんせつ いん まえ だたか お まな さべつ げんじつ ふか まな  
論説委員の前田隆夫さんをお招きし『差別』の現実に深く学ぶ  
みみ す め こ えんだい かいさい  
～耳を澄まそう目を凝らそう～という演題で開催しました。208  
めい かた さん か だいいじょう さんかしゃ さくねん  
名の方に参加していただきました。70代以上の参加者は昨年より  
すこ げんしょう だいい だいい かた さくねん おな  
少し減少しましたが、10代から60代までの方は昨年と同じくら  
いの方が参加していました。どうわ もんだい しんぶん きしゃ めせん かた  
いの方が参加していました。同和問題を新聞記者の目線から語ら  
れるということで、ちょうがい と あ かんしん おお  
れるということで、町外からの問い合わせもあり、関心が多くあつ  
たことが伺えます。わか せだい どうわ もんだい りかい  
たことが伺えます。若い世代には同和問題を理解するきっかけに  
なり、けいけんほう ふ せだい まな なお こうえん  
なり、経験豊富な世代にとっては、学び直すことのできた講演と  
なりました。

あらゆる じんけん もんだい じぶん かんが たいせつ  
あらゆる人権問題において、自分ごととして考えることが大切  
です。ただ まな き 気づくことができるよう、こんご じんけん どうわ  
問題の教育・啓発に向け、とりくみの推進に繋げていく必要があ  
ると考えます。かんが

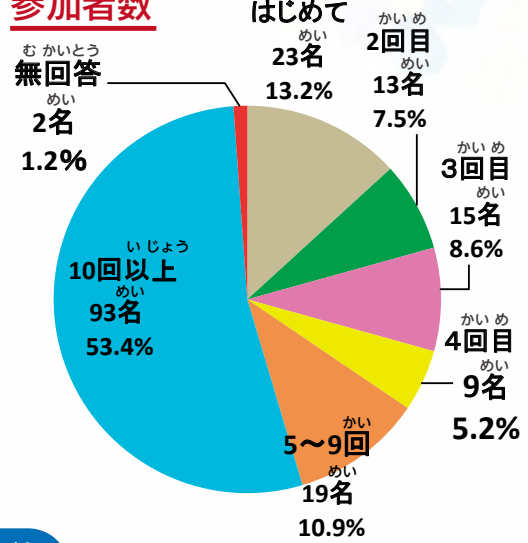
じんけんこうえんかい けっか  
「人権講演会」アンケート結果

さんかしゃすう めい ていしゅつしゃ めい  
参加者数208名 アンケート提出者174名

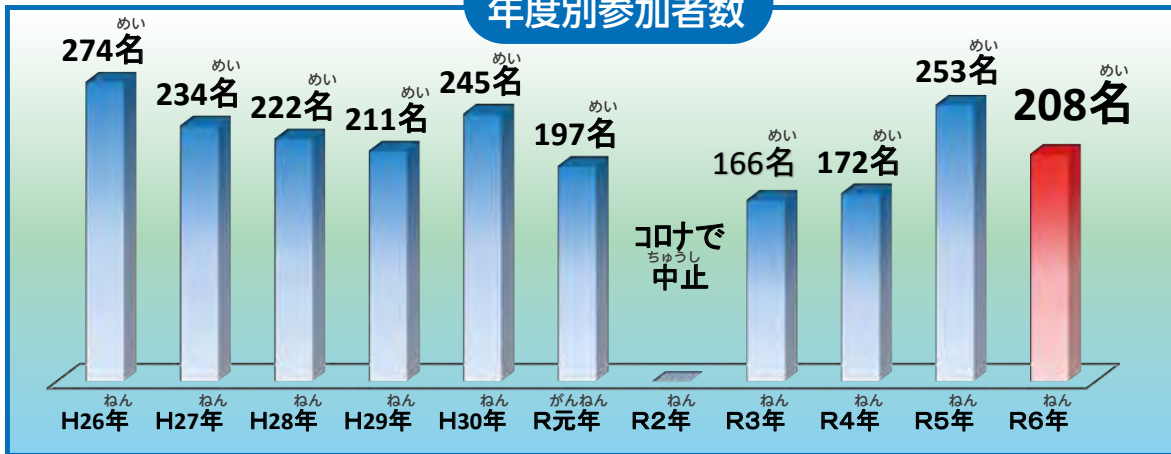
ねんだいべつさんかしゃすう  
年代別参加者数



さんかしゃすう  
参加者数



ねんどべつさんかしゃすう  
年度別参加者数



じんけんこうえんかいさんかしゃ かんそう  
～人権講演会参加者の感想～

げんぶん けいさい  
原文のまま掲載

- 実体験も交え、分かりやすい説明でした。人権・同和問題を他人事として捉えるのではなく身近な問題として関心を持つことの大切さを改めて学びました。(30代)
- 自分が「理解している」状態ではないと感じ、理解したいと思った。このような分かりやすいお話をしていただける方から、子どもたち(大人も)がお話を聞くことが何度もできれば良いと思いました(50代)
- 地域の実情にあった施策を行うことが大事。これを生かさなければならぬことが大事。取り組みをつなげていくことが大事。実践していくことが大事。(60代)

## じん けんしゅう かん と く 人権週間の取り組み

### じん けん けい はつ てん (1) 人権啓発パネル展

にちじょう なか ぶらく さべつ  
「日常の中にある部落差別」

じん けん がつ にち がつ にち  
人権センター：12月17日～1月15日



## マイクロアグレッションってなに？

マイクロアグレッション  
とは…

にちじょうせい かつ なか とくてい  
日常生活の中で、特定の  
ひと たい さべつ へんけん  
人に対する「差別・偏見・  
むり かい ふく ちい  
無理解などを含む小さな  
こうげき い み  
攻撃」を意味するんだよ。



### (2) DVD「めぐみ」放映



### ～パネル展の感想～ 一部紹介

※可能な限り原文のまま掲載しています。

●私も同和地区出身です。子どもには結婚するとき相手に同和地区出身と言  
とかなくてはいけないと伝えた。このパネルを見てちゃんと教えなくてはなら  
ないと思った。私は一回失敗しているから！子どもには失敗してほしくない！  
なぜ、こんな心配しなくてはいけないのかな？なんで部落差別とかあるのかな！！

●今回のパネルは、一つひとつが  
グサッとくる内容でしたね。日頃  
自分では思いもしないことで  
が、そのこと自体が人権について  
考えていなかったんだなと反省  
しました。



## れい わ ねん ど だい かい じん けん どう わ もん だい ち い き こん だん かい 令和6年度 第51回 人権・同和問題地域懇談会

第51回人権・同和問題地域懇談会(以下、地域懇談会)は、10月1日～11月3日の  
日程で町内34行政区32会場にて、DVD視聴と懇談という形式で実施しました。

今年度のテーマを「同和問題」と設定し、7月に開催した市民講座と関連した形をと  
りました。継続して町民の皆さんと同和問題について考えることができました。

## (1) DVD 及び懇談会の内容について

DVD「同和問題未来に向けて」は、結婚に関する偏見や部落差別・同和問題に対する過去から今に至る取り組みなどの場面がありました。「19分の視聴時間を通して、部落差別の歴史や特別措置法について理解を深めるとともに現実に差別が残っていることが分かった」「両親や周りから聞いたことはあったが、意味や施策など今までよく分からなかった」ので、今回の懇談会を通して勉強することができた」などの意見が多くありました。

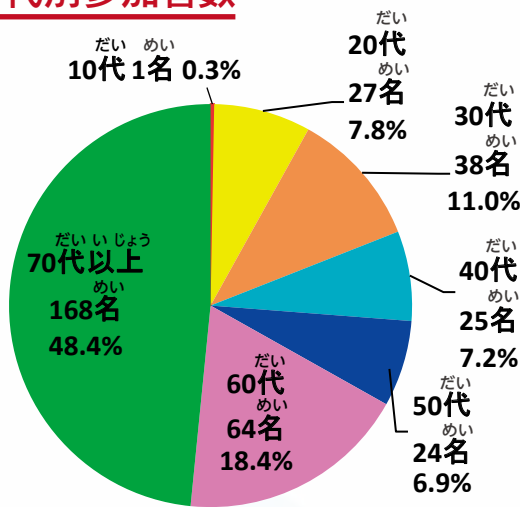
## (2) 参加状況について

今回の地域懇談会の参加者は356名で昨年度より43名減でした。残念ながら、昨年度の「高齢者の人権」に比べ、「同和問題」は自分事として捉える人が少なかったように感じました。

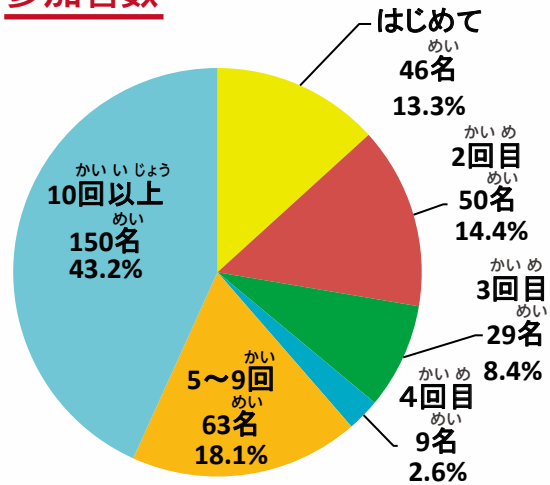
### 「地域懇談会」アンケート結果

### 参加者数356名 アンケート提出者347名

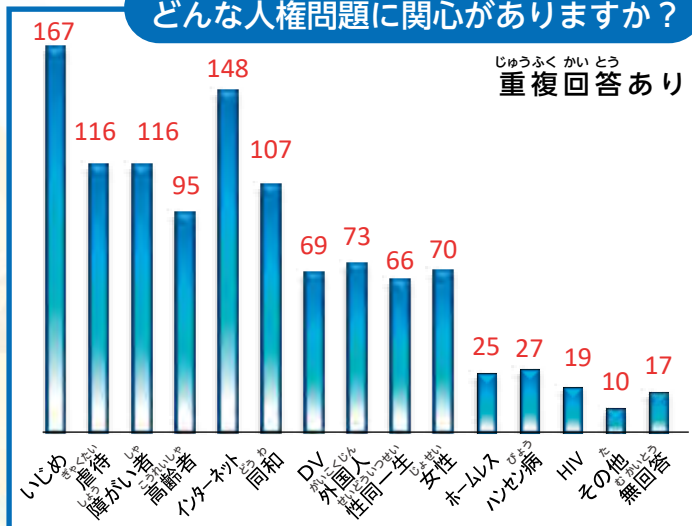
#### 年代別参加者数



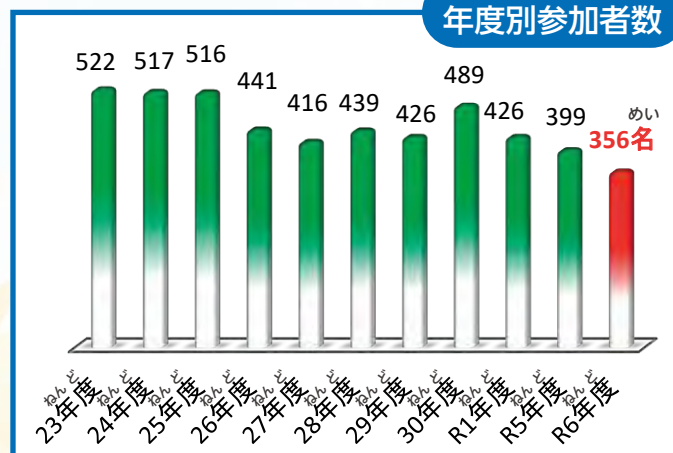
#### 参加者数



#### どんな人権問題に関心がありますか？



#### 年度別参加者数



# ～ 地域懇談会の感想 ～



一部紹介 ※可能な限り原文のまま掲載しています。

- 人間の手によって作られた差別、人間の手でなくせるはずという言葉が印象に残った。(70代)
- 懇談会に何回か参加しましたが、今回はいろんな意見が出て良かったです。推進員のまとめが良かったです。(70代)
- 種々の人権問題がある。概ね理解しているように見える。しかし、問題が自分の身近なものになればなるほど、その人の本質が見えてくるようである。だからこそ懇談会を今後も続けていく必要がある。継続は力なり！(60代)
- はじめは知らない人が多くなれば差別はなくなるのでは…と思っていましたが懇談会で話を聞いて、ネットや家族や親せきの誤った情報を信じないように学習し理解していくことの大切さが分かりました。改めて同和学習は必要なことなんだと考えが変わりました。(20代)
- いくら法律ができて、それぞれがお互いの違いを思いやる心を持って、同和問題に限らず互いの違いを受け入れ合える社会になるといいなと思いました。私もその気持ちを持って日々過ごしてゆきたいと思います。本日はありがとうございました。(40代)
- 同和問題に関して、今でも部落差別を気にする人がいて、意識する人がいることがわかりました。特に最近ではインターネットを使って誹謗中傷する人がいることを知って悲しい気持ちになりました。若い世代がこの問題に関心を持てば少しはこの問題も良い方向に進むのではないかと思います。(20代)

## (3) 成果と課題

成果

昨年度同様に、市民講座とリンクした形で実施しました。年間を通して町民に対する啓発に繋がったと思います。アンケート中で、「どんな人権問題に関心がありますか」の問いにおいて、同和問題は昨年84名に対し107名の方が「関心がある」と回答しています。今回の地域懇談会を通して、町民の方々の同和問題への意識が確実に高くなってきているように感じます。



課題

- 懇談の中で同和問題をまだしているのか！だから参加が少ない！
- もう差別はないだろう、懇談をする必要があるのか！
- DVDのあらすじをチラシに載せているから同和問題と知って、自分には関係ないから参加していないのでは？

成果と課題からわかるように「同和問題」への関心度は上位にあるけど昨年度の「高齢者の人権」に比べ、同和問題は自分事として捉える人が少ないと感じられます。人権意識を高める活動を継続し、今以上に差別の問題について、正しく知ることが差別解消に向けた第一歩であるということを理解してもらえるよう啓発を続ける必要があります。今回も、地域懇談会の趣旨説明を行う際、令和元年に施行された「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」や「人権三法」を説明しましたが、時間の関係上内容までの説明が難しく、後日読んでいただくことになってしまいました。今後この条例の内容についても、様々な機会を通じて啓発する必要があると考えます。

「人権文化のまちづくり」を目指し、今後とも行政職員をはじめ、地域懇談会推進員が人権・同和問題を深く学べるように研修を充実する必要があります。また、関係機関と連携して取り組みを進めていくという認識を共有していきたいと思えます。

## 水平社創立102年の歴史

歴史的に人間の手で作られた差別に対して、明治4年に「解放令（太政官布告）」発布されましたが差別はなくなりませんでした。300年続いた身分制度の時代が紙切れ1枚でなくならなかったのは当然の結果でした。約50年経ち…大正11年、奈良県の若い人たち（阪本清一郎・駒井喜作・西光万吉）など柏原の三青年と燕会が立ち上がり、3月3日京都の岡崎公会堂で全国水平社創立大会が行われました。



燕会（全国水平社の前身となった団体）



全九州水平社創立大会記念写真

日本で最初の人権宣言とされ、水平社宣言が最後に『人の世に熱あれ、人間に光あれ』と読み上げられ盛り上がりの中、水平社が創立しました。初代の委員長は南梅吉氏です。大正12年5月1日全九州水平社（松本治一郎委員長）が創立、7月1日に飯塚町水平社（梅津高次郎委員長）が創立、大正13年6月1日に桂川村水平社が桂川小学校講堂にて創立しました。初代の委員長は二階堂慶太郎氏です。

その後、昭和の時代に入ると日本は戦争の時代に入ります。戦争は敵の兵隊をたくさん殺します。そんな時代に「命は大切だ」「差別はいけない」などの考えは戦争をしていくうえで邪魔だと弾圧し、リーダーを次々に逮捕し活動できなくなりました。全国の水平社は、とうとう消滅してしまいました。昭和20年戦争が終わり、差別をなくす運動をしていた人たちは、水平社運動を引き継ぐ新たな組織「部落解放全国委員会」を立ち上げました。約10年後、「部落解放同盟」となって現在も続いています。

現在の部落差別の状況ですが「差別書き」や「インターネット・携帯電話などによる誹謗中傷」など表には出ていませんが、見えないところで名前を隠すなどのやり方で部落差別は存在しています。

部落差別をなくすために行われてきた取り組みや事業を紹介します。昭和40年に「同和对策審議会答申」、4年後には



「同和对策特別措置法」が施行され、環境改善がなされていきました。同和地区は道路が狭く舗装されていないため、消防車や救急車が入りませんでした。また、水道や下水道も普及率が悪く、衛生面に問題があったため改善がなされました。町営住宅を作り、家を建てるための貸出金利の低減、田んぼの耕地整理や用水路の整備、ライスセンター設置や農業機械の共同貸し出しなど生活が改善されました。

教育においては、学校の中で部落差別をなくす教育「同和教育」がはじまりました。「教科書無償化」もその一例です。また、お金の心配なく高校や大学に行けるように奨学金制度ができました。現在では誰もが受けられるようになっています。

啓発においては、差別の過ちや間違いを知っていただくために「市民講座」や「地域懇談会」、「出前講座」などが行われるようになりました。

法律については、平成14年に特別措置法による環境改善は終了しましたが、新たに「人権教育・啓発の推進に関する法律」が制定されました。これは部落差別をはじめ、様々な人権問題を解決するための法律であり、憲法の「基本的人権の尊重」という目標をしっかりと見据え、地域の実情にあわせて施策するというものです。平成28年に人権に関する法律が制定されました。また、桂川町においては、令和元年に「桂川町部落差別解消の推進に関する条例」を施行しています。(P12. P13. P14) を参照

## じんけん で まえ こう ざ 人権出前講座

桂川町では、様々な人権問題に対して講師をお招きし、より深く人権・同和問題について学んでいただくため「人権出前講座」を実施しています。本年度は、9月29日に天道公民館において、吉隈一・二・三区と天道区合同で「人権出前講座」を開催しました。講師には、大分県南落語組合会長でもあり、大分県佐伯市宇目にある鷹鳥屋神社宮司の矢野大和さんをお招きしました。人権の話なのですが、笑いの絶えない講座でした。



### じんけん で まえ こう ざ かんそう ～人権出前講座の感想～

いち ぶ しょうかい  
一部紹介

かのう かぎ げんぶん けいさい  
※可能な限り原文のまま掲載しています。

- とても分かりやすくお話して頂き、今まで自分の思っていた事が心にストンと落ちてきてすべて納得できるお話でした。またお話を伺いたいと思いました。
- 状況によってして良いことと、やってはいけないことを判断することが大事。ユーモアのあるお話と笑いを誘うお話を聞き、内容が十分に退屈をせずに理解できました。
- 面白くお話が飽きない講話でした。町民みなでお話が聞けたら良いと思いました。
- とても楽しい人権講座でした。こんなに笑ったのは久しぶりです。ありがとうございました。
- 楽しい話の中で、差別についてさりげなく話してくださるのが重く感じなくてとても理解しやすかった。また聞きたいと思いました。
- 演題通り「笑顔で考える人権問題」大変面白く聞くことができあつという間に終わり、また聞いてみたいと思いました。

じん けん かん さん ぼう

# 人権に関する三法

へい せい ねん じん けん かん ほう りつ し ころ  
平成28年に、人権に関する3つの法律が施行されました

## しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
へいせい ねん がつ つい たち しょう  
(平成 28 年 4 月 1 日施行)

やくしょ かいしゃ みせ しょう ひと しょう りゆう さ べつ  
役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを  
きん し  
禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア（障壁）を取り除いて  
ほしいと伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する  
ことが求められています。互いにその人らしさを認め合いな  
がら共に生きる社会を目指しましょう。



れい わ ねん がつ つい たち  
令和6年4月1日から  
ごうり でき はいりよ ぎ む か  
合理的配慮が義務化  
されます！



ない かく ふ  
内閣府のリーフレット

## かい しょう ほう ヘイトスピーチ解消法

ほん ぽう がい しゅつ しん しゃ たい ふ とう さ べつ てき げん だう かい しょう む  
※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた  
と り く すいしん かん ほうりつ へいせい ねん がつ みつ か し ころ  
取り組みの推進に関する法律 (平成 28 年 6 月 3 日施行)

へいとスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、  
ひと さんげん きず さ べつ い し き しょう ゆる  
人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許される  
ものではありません。

へいとスピーチをなくし、違いを認め合い、  
たが じんけん そんちよう あ しゃかい とも きず  
互いの人権を尊重し合う社会を共に築きま  
しょう。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

とくてい くに ひと  
特定の国の人たちを  
はい じょ かつ だう  
排除するための活動  
かい じょう か  
に会場を貸すことは  
でき  
出来ないよ！



# 部落差別解消推進法

※部落差別の解消の推進に関する法律  
(平成28年12月16日施行)

差別により結婚や就職が妨げられるなど、わが国固有の人権問題である部落差別解消のため、様々な取り組みが進められる中、この法律は、インターネット上などにおいて部落差別に関する情報が拡散され、情報化の進展を背景とした差別事象が生じていることをふまえ、「部落差別は許されないものである」という認識の下、公布・施行されました。

現在もなお残る部落差別が存在することを明記し、その解消のために国や地方自治体は「相談体制の充実」「教育及び啓発」に取り組むこととされ、部落差別のない社会を実現することが、この法の目的です。

部落問題を正しく理解し、自らの人権意識を高め、部落差別のない桂川町を目指しましょう。

なぜこんなことが起きるのかな



同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が依然として存在しています。

自分だったらどうかな



## 結婚・就職等における差別

同和地区と呼ばれる地域の出身者であることを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどの事案が発生しています。

## インターネット差別書き込み

特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場面における差別的取り扱いの事案が発生しています。

## えせ同和行為の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実にして行政機関や企業等に不当な利益や義務のない行為（例えば、高額な書籍を売りつけるなど）です。このような行為は部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっています。

## 同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続き開始件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
部落差別（同和問題）に関する人権侵害	92	221	244	308	433

出典：法務省人権擁護局 人権の擁護（令和5年9月発行）



同和問題に関する正しい理解を



# 桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

## 第一条 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

## 第二条 町の責務

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

## 第三条 町民の責務

町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

## 第四条 相談体制の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

## 第五条 教育及び啓発の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

## 第六条 推進体制の充実

町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

## 第七条 調査の実施

町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

## 第八条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

桂川町においては、令和元年12月19日に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しております。

平成28年に、国において人権に関する三つの法律が施行されました。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」です。



同和問題に関する正しい理解を



## 相談事業

ひみつげんしゆ  
(秘密厳守)

人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談（何でも）を受けています。ひとりで抱え込まず話してみませんか。（相談員常駐）事情やご希望をよくお聞きして問題解決に向け、一緒に考えながら解決策をさがします。また、必要に応じて専門機関へつなげます。  
(相談無料)

### 編集後記

今年度は、人権のテーマを「同和問題」とし、「市民講座」をはじめ「人権・同和問題地域懇談会」を行いました。昨年に比べ参加者は少し減少しましたが多くの参加があり、また、たくさんの意見を頂きました。町民の皆様のご理解ご協力に感謝いたします。ありがとうございました。人権同和問題の解決は、一朝一夕に解決できるものではなく、また結果がすぐに見えるものではありません。現在、インターネット上での誹謗中傷や部落差別に関する投稿等人権にかかわるような問題が発生しており、このこと自体偏見や差別意識が払拭されているとは言い難い状況にあります。そのためには私たち一人ひとりの人権意識が重要です。今後はさらに積極的な教育・啓発の取り組みを推進していきたいと考えています。町民の皆様のご理解ご協力のもと差別のない桂川町を共に目指していきたくと思います。

問い合わせ先 / 人権センター TEL 0948-65-1187 FAX 0948-65-5004

メールアドレス

[rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp](mailto:rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp)

ホームページ

<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>